

## VHF/UHF 帯電波有効利用作業班 運営方針

「電波有効利用方策委員会」(諮問第 2022 号)に関する調査について、委員会が調査のために必要とする情報を収集し、技術的条件についての調査を促進させるために「VHF/UHF 帯電波有効利用作業班」を設置することとする。

### 1 作業班における調査事項

- (1) システム提案募集結果に基づく各周波数帯への提案システムの類型化
- (2) (1)に関する適切な周波数帯・周波数幅の検討及び隣接システム間共用、帯域共用に必要な技術的パラメータの抽出
- (3) 隣接システム間共用、帯域共用に関する共用条件
- (4) 適切な周波数配置
- (5) その他

### 2 作業班の運営等

- (1) システム提案募集により得られた提案システムを分類し、①無線通信規則第 5 条において規定されている周波数の分配(第三地域における国際分配)に反しているもの又は②新たな周波数の割当を受けることなく実現が可能なもの以外の提案システムの提案者をもって作業班を構成する。
- (2) 作業班の会議は、主任が招集する。
- (3) 主任は、作業班の調査及び議事を掌握する。
- (4) 主任は、会議を招集する時は、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (5) 主任は、作業班構成員に調査研究の協力を求めることができる。
- (6) 主任は、必要があると認める時は、会議に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ又は説明させることができる。
- (7) 主任は、作業班の調査を促進させるため提案システムの使用形態またはサービス提供形態等を考慮した分類別に代表する者を作業班の中から指名し、代表者は担当する分類を代表して作業班での調整にあたる。
- (9) 主任は、必要と認める者からなるアドホックグループを設置することができる。
- (10) 作業班において調査された事項については、主任が取りまとめ、これを委員会に報告する。
- (11) その他、作業班の運営については、主任が定めるところによる。

### 3 会議の公開等

会議は、次の場合を除き、公開する。

- (1) 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合
- (2) その他、主任が非公開とすることを必要と認めた場合

### 4 事務局

作業班の事務局は、総合通信基盤局電波部電波政策課がこれに当たる。